

2026 年度 放課後子ども教室における補償制度のご案内

放課後子ども教室に参加中の児童が、万が一、事故により傷害を被った場合や他人の身体を害したり財物を損壊した場合について補償する制度です。

以下のような事故発生時には遅滞なくご連絡ください。



校庭で遊んでいて転倒して膝をすりむいて病院へいった。



熱中症で気分が悪くなり、病院へ運ばれた。



放課後子ども教室終了後、帰宅途中に交通事故で入院した。



ドッジボールで、参加していない子にぶつけてケガをさせた。

補償の内容

見舞金 (ケガや特定の疾病)	死亡・後遺障害のとき	800 万円限度 (後遺障害は程度に応じて支払い)
	入院したとき	2,000 円／1 日 (事故日から 180 日限度)
	通院したとき	1,000 円／1 日 (事故日から 180 日以内の実通院日数 90 日限度)

補償金 (第三者等への賠償)	身体に対する補償	1 名 1 億円、1 事故 5 億円限度(自己負担なし)
	財物に対する補償	1 事故につき 1,000 万円(自己負担なし)

ご注意

- 見舞金については自宅と放課後子ども教室実施場所との往復途上も補償の対象ですが、補償金(第三者等への賠償)については往復途上中は補償対象となりません。
- 対象とならない主な事例
 - ① 故意
 - ② 地震・津波等の天災事故
 - ③ 自分で自分の物を壊した
 - ④ 競技中の事故(遊びは OK)
 - ⑤ 成長痛・靴擦れ等
- 賠償額や示談額については必ず事前に保険会社の了解を得る必要があります。

この補償制度は民間の保険会社を活用して運営しています。

補償金や見舞金については、保険契約の約款によりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

問合せ先(制度取扱代理店)

株式会社サリー・ジョイス・ジャパン

担当：川本・濱中

東京都千代田区三番町 6 番地 三番町 KB-6 ビル 5F

TEL 0120-305-660

FAX 0120-002-998